

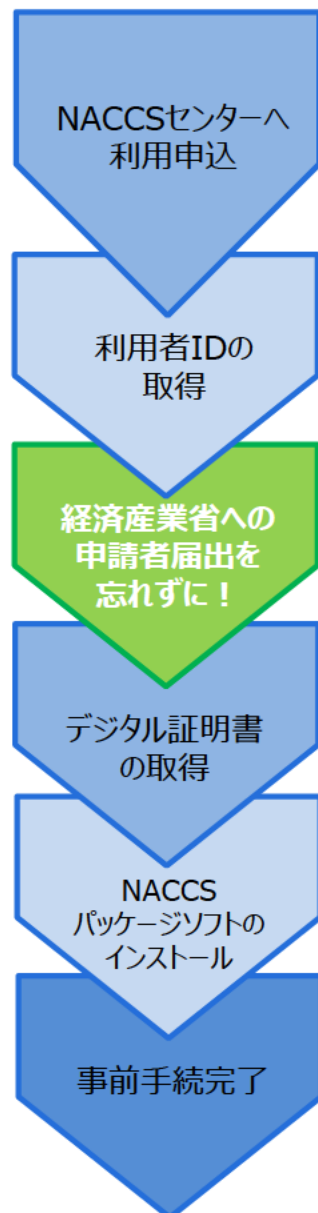
NACCS申請事前準備編

既にNACCSID、経済産業省へのID届出済みの場合はP.8からご覧下さい。

- P. 3 NACCSセンターへの利用申込
- P. 4 経済産業省への申請者届出
- P. 6 代理申請手続き

0-1. NACCSセンターへの利用申込（外為法関連業務の利用者IDの取得）

まずは、NACCSセンターへの利用申込の手続きから開始ください。



NACCSセンターのHP上で申込みを行います。

NACCS 利用申込 入力例 検索

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/nyuuryokurei_shinki.htm

経済産業省のHPからも、『NACCSセンターへの利用申込ガイドンス』として、NACCS掲示板URLからの利用申込の手続きについて、1クリック1画面キャプチャ付きでご案内しています（手順マニュアルPDF）。

NACCS 利用申込ガイドンス マニュアル 経産省 検索

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/01_new/20200217_center.pdf

NACCS 外為法関連業務の利用者IDは、V1で始まる会社の一つの利用者コード（上5桁）と、社内で使い分ける識別番号（下3桁の枝番）の8桁で構成されます。

利用者コード V1XXX（5桁） + 識別番号 F0A, F0B, F0C, …（3桁）

NACCSパッケージソフトをインストールするパソコン台数を申込時に記載ください。何台でも無料でインストールできます。

NACCSパッケージソフトのインストールやデジタル証明書の取得／再発行は、NACCSセンターHPの『NACCSのご利用方法』内にあるページをご参照ください。

NACCS パッケージソフト・デジタル証明書 検索

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/use/ps/>

利用申込日から起算して、7営業日後（※）がシステム利用開始日になります！
（※）2019年4月より利用開始までの期間が短縮されました。

**※システム利用開始日までに、経済産業省への申請者届出を行ってください。
経済産業省への利用者IDの申請者情報の登録が完了しないと、電子申請を行うことができません！**

0-2. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

NACCS利用申込で取得した利用者IDについて、経済産業省への申請者届出が必要です。

経済産業省への
申請者届出

システム登録
内容の確認

※NACCSセンターから通知されたシステム利用開始日までに、経済産業省への申請者届出を行ってください。

NACCSセンターから通知された利用者IDに紐付く申請者情報（社名、所在地、代表者名、連絡先等）を、経済産業省 貿易管理部 電子化・効率化推進室あてに届出てください。

経済産業省への申請者届出については、経済産業省HP内の「貿易管理」内のページで、必要書類をご案内しています。

経産省 申請者届出手続

検索

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

申請者届出の受領後、1～2日にてシステム登録を完了し、その旨を通知します。

NACCSセンターへの利用申込みは完了しました…

NACCSセンターから通知された利用開始日を過ぎれば、電子申請は利用できますか？

経済産業省へ申請者届出を失念して、NACCSセンターから通知された利用開始日を過ぎてしまいました…
今からでも、経済産業省への届出は間に合いますか？
NACCSセンターへの手続きが再度、必要ですか？

経済産業省への利用者IDの申請者届出が
完了しないと、電子申請はできません！

NACCSセンターから利用者IDを取得したら、経済産業省 電子化・効率化推進室への申請者届出の手続きが必要です。
利用者IDに紐付く申請者情報を速やかに届出ください。

NACCSセンターへの再手続きは不要です。
利用開始日を過ぎていても、速やかに、経済産業省への申請者届出を行い、手続きが完了すれば、電子申請をご利用いただけます。 ※急ぐ場合はご相談ください。

0-2. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

※経済産業省への申請者届出の手続きは、下記URLをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

電子申請を行うためには、NACCSセンターから取得した利用者IDについて、経済産業省へ申請者情報の届出が必要です。下記URLを参照に、経済産業省への申請者届出手続の必要書類を作成して、電子化・効率化推進室あてに提出ください。なお、**2020年12月28日から押印が不要になりました。**

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

サイト内検索

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計 申請

政策について > 政策一覧 > 対外経済 > 貿易管理 > 電子申請 (NACCS外為法関連業務) > 経済産業省への申請者届出手続

印刷

経済産業省への申請者届出手続（登録・変更・廃止）

制度 輸出 輸入 対象貨物一覧 関税割当 電子申請 貿易救済措置 原産地証明 FAQ その他

登録、変更及び廃止の各申請手続はこちらからご確認ください。

各手続共通のお知らせ

(1) 届出者	代表権を有する者
(2) 届出書類	手続内容による
(3) 送付方法	受付窓口に郵送
(4) 受付窓口	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部貿易管理課 電子化・効率化推進室 〒100-8901 東京都千代田区麹町1-3-1

【必要書類】

- 申請者届出書（所定様式）
- 届出理由書（所定様式）
- 届出事項が事実であることを証する書類
〔登記簿謄本等（届出日から6月前以内に取得したもの又は当該書類に有効期間がある場合には、当該有効期間内のものに限る。）〕
- △ 委任状（所定様式）
〔代表権者から委任された代表権を有しない者の名義で申請を行う場合に必要。
※実務担当者あての委任状ではありません。〕

【提出方法】

申請者届出の書類は、郵送で提出ください。書類に不備が無ければ、登録に1～2日程度かかります。なお、登録に際して急ぐ事情がある場合（原許可証の更新期限が近い等）、申請者届出書の備考欄にその内容を記載ください。

荷主業務（経済産業省への電子申請や通関業者指定）を、荷主から委任された通関業者等が代理するには、以下のスリーステップが必要です。

◆代理申請を行うために必要な3つの手続き

1. 委任する側（荷主）と、代理する側（通関業者等）の**双方**が、NACCSセンターへ利用申し込みをし、「V1」で始まる**NACCS外為法関連業務の利用者ID**を取得する。
（通常7営業日かかります）
（代理者が通関業者の場合は、通関業務を行うIDに加えて、申請業務を行う荷主用のNACCS IDが必要です。）
 2. 委任する側（荷主）と、代理する側（通関業者等）の**双方**が、経済産業省への**申請者届出（システムへの申請者情報の登録）**を行う。
※経済産業省への届け出手続きは前ページ参照。
 3. 両者の委任関係を証明するために、委任する側（荷主）が代理する側（通関業者等）への委任状を作成して、経済産業省へ届け出て、経済産業省にて発行した**「委任パスワード」**を取得する。
※委任パスワードの発行手続きは次頁参照。
- ❖ 代理者は、申請するためにNACCSパッケージソフトのインストールが必要です。
 - ❖ 委任者もNACCSパッケージソフトをインストールしていれば、代理者の行う経済産業省への電子申請や、電子ライセンスを用いた通関状況や残数をモニタリングできます。

0-3. 通関業者による代理申請も可能です

※委任パスワードの発行手続きは、下記URLをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/inin.html

代理申請を行うためには、委任パスワードの発行が必要です。 **2020年12月28日から押印が不要になりました。**
下記URLから、委任用パスワード発行依頼書等の必要書類を、経済産業省 電子化・効率化推進室へ**メール**で提出ください。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI). The header includes the METI logo and name. A navigation bar at the top contains links: ホーム, 経済産業省について, お知らせ, 政策について, 統計. Below this, a breadcrumb trail reads: 政策について > 政策一覧 > 対外経済 > 貿易管理 > 電子申請 (NACCS外為法関連業務) > 委任用パスワード. A red box highlights the link '委任用パスワードの発行依頼手続きについて'. Below the breadcrumb, there is a table with various links: 制度, 輸出, 輸入, 対象貨物一覧, 関税割当, 電子申請, 貿易救済措置, 原産地証明, FAQ, その他. A text block explains that specific procedures are defined in the 'Procedures for Electronic Application' and that applicants must apply for a proxy password in advance. A link is provided for the 'Procedures for Electronic Application' (PDF format, 199KB). At the bottom, a blue button reads '委任用パスワード発行依頼手続き'.

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 委任パスワードの発行依頼手続きについて

委任用パスワード発行のための 提出書類

- 委任用パスワード発行依頼書
- 委任パスワード発行依頼の委任情報
- 委任情報の内容が事実であることを証する委任状

※いずれも、WEBから所定様式をダウンロードできます。